

お知らせ

平成 28 年 6 月の勤勉手当から、育児休業期間が 1 カ月以下の場合には、全額支給されることとなりました！

下記のとおり読み替えてご利用ください。

ページ、Q 番号	旧	新
53 ページ Q10 の A	…勤勉手当は、休業期間の全てを除算して支給されます。…	…勤勉手当は、休業期間の全てを除算して支給 <u>(ただし、休業期間が 1 カ月以下の場合には全額支給)</u> されます。